

## 第3章 騒音・振動の現状と対策

### 第1 概況

騒音、振動は人に不快感を与えるばかりではなく、健康面や精神面にも影響を及ぼすことがあります。その発生源は、自動車、鉄道、工場・事業場、建設作業、一般家庭などです。

本市において、騒音・振動によって問題となっている地域は少なく、概ね良好な状況にありますが、平成16・17年度に騒音苦情として寄せられたものは、建設作業、鉱業関係事業所からの碎石の積みおろしによる騒音などでした。

また、振動苦情はありませんでした。

### 第2 騒音・振動に係る調査測定

#### 1. 環境騒音測定

騒音に係る環境基準は、都市計画用途地域の類型ごとに定められています。

当市においては、昭和63年に環境基準地域指定を受け、市内18地点で環境騒音\*測定を開始、平成11年4月1日には騒音環境基準改定に伴う評価方法変更により、測定方法や測定地点を見直し、市内8地点での測定を実施してきています。

表45に騒音環境基準の時間区分、表46に各地点の環境基準達成状況を示しました。平成16年度に1地点が環境基準を超過しましたが、要因として測定日夜間の強風の影響などが考えられます。

図29には平成16・17年度の測定結果、図30に測定地点を示しました。

表45 時間区分

区 分	昼 間	夜 間
時 間	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時

表46 環境騒音測定 環境基準の達成状況

項 目	平成16年度	平成17年度
昼間及び夜間に環境基準を達成	田茂山、前田、菅生、諏訪前、茶屋前、田中、宮ノ前	田茂山、前田、長谷堂、菅生、諏訪前、茶屋前、田中、宮ノ前
昼間に環境基準を超過	な し	な し
夜間に環境基準を超過	長谷堂	な し
昼間及び夜間に環境基準を超過	な し	な し

図 29 環境騒音測定結果

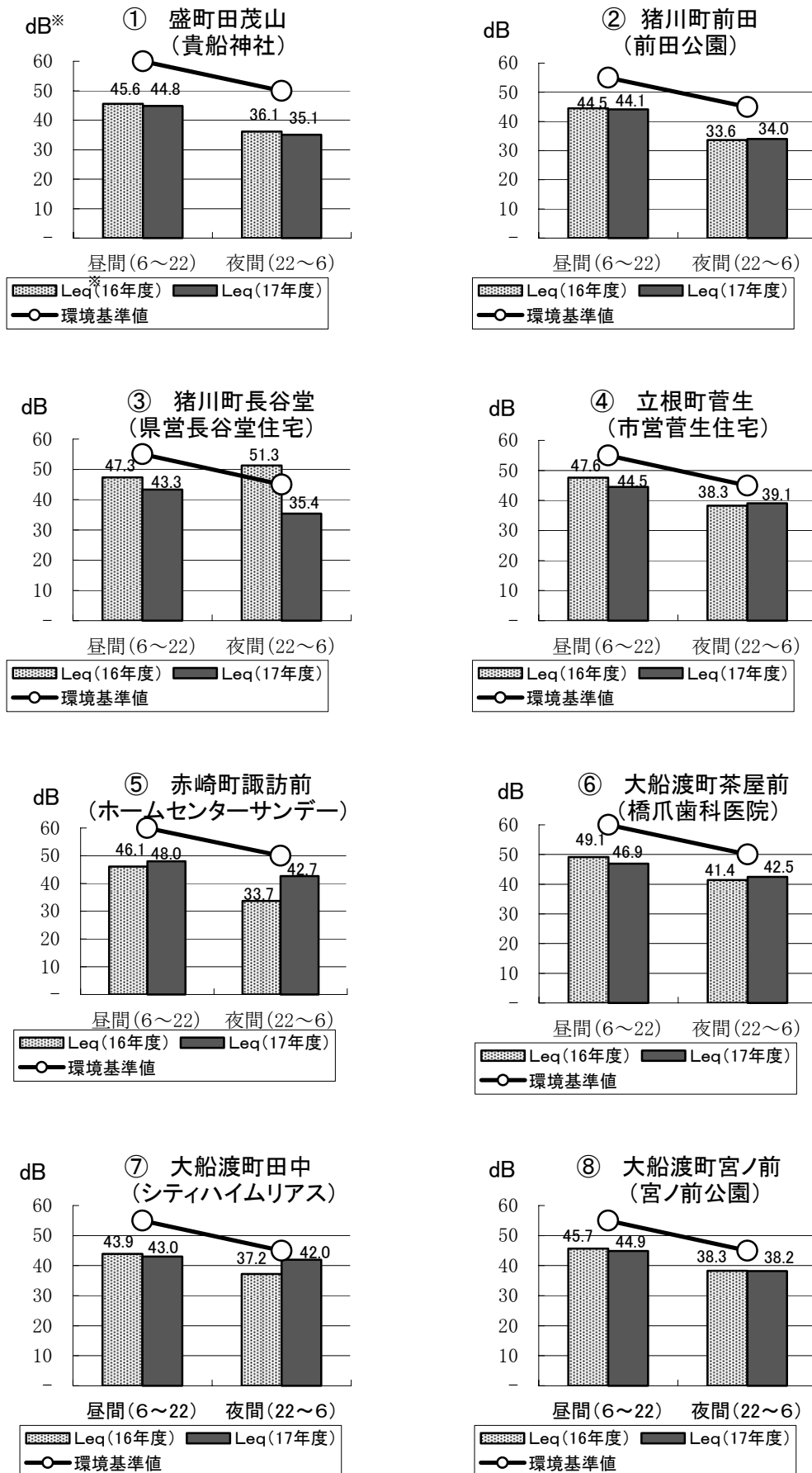
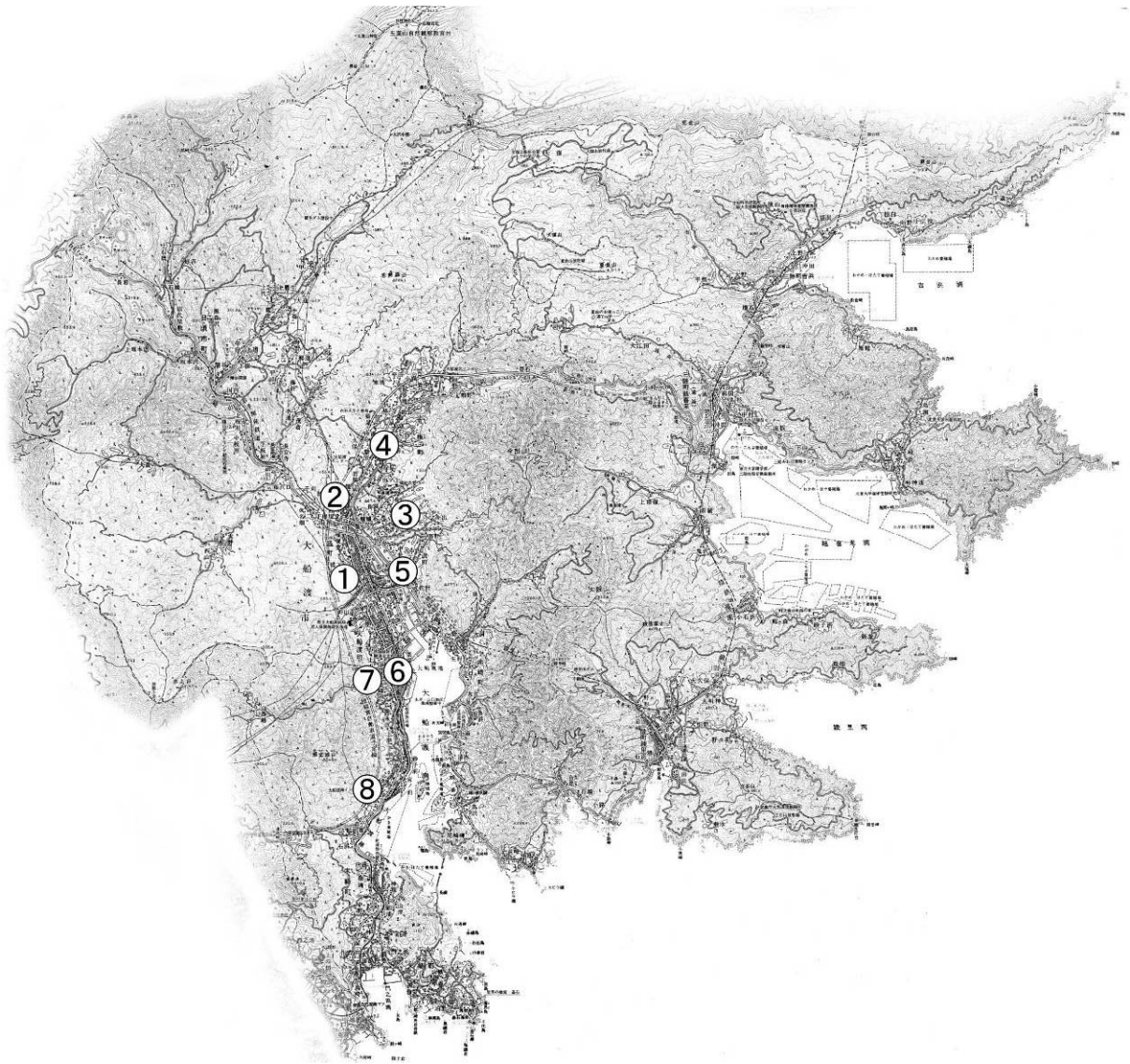


図30 環境騒音測定地点



①	田茂山・近隣商業地域	⑤	諏訪前・工業地域
②	前田・第2種中高層住居専用地域	⑥	茶屋前・近隣商業地域
③	長谷堂・第1種低層住居専用地域	⑦	田中・第2種中高層住居専用地域
④	菅生・第1種住居地域	⑧	宮ノ前・第1種住居地域